

産業廃棄物収集運搬業許可証

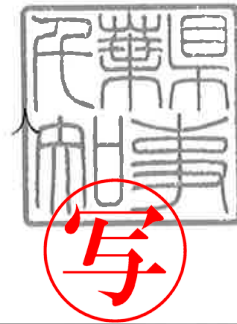
住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社 京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊



許可の年月日 令和5年12月20日

許可の有効年月日 令和12年12月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻，イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），ウ 廃油，エ 廃酸，オ 廃アルカリ，カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物，自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残さ，サ ゴムくず，シ 金属くず（自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），ス ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物，自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），セ 鉱さい，ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成6年12月14日 更新許可
令和5年12月20日 更新許可（優良認定）・変更許可（限定の解除）
令和7年6月9日 変更許可（限定の解除）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。